

議案第91号

狭山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

狭山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 災害援護資金に係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。